

改正 令和3年10月21日

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法第48条及び学校法人東北医科薬科大学（以下「法人」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学校法人東北医科薬科大学給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 評議員の報酬とは、評議員手当をいう。
- (6) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、報酬を支給するものとする。

- 2 評議員に対しては、評議員手当を支給するものとする。
- 3 役員等の退任にあたっては、退任慰労金を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額）の上限額は17,100,000円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬総額（年額）の上限額は2,400,000円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。
- 3 評議員（理事評議員を除く）に対する評議員手当額（年額）は、理事会において決定する。
- 4 前各項に規定する報酬等の額はその任期中は改定しない。
- 5 役員等に対する退任慰労金の額の計算、支給方法等については別に定める。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給時期は、4月・7月・12月の各月又は理事会が決定する時期とする。

- 2 評議員に対する評議員手当の支給時期は、4月・7月・12月の各月とする。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が役員等としての職務執行に伴い出張した場合は、当該役員等に対して旅費を支給する。旅費については別に定める。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であ

るときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程は、評議員会の意見を聴いた上で、理事長の発議により理事会の議を経て改廃を行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 この規程の制定にともない法人役員等報酬規程（平成4年12月21日制定）は廃止する。

附 則（令和3年10月21日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日より施行する。